

# 市町村 合併

## 新市の名称

# 「白神市」

### 最終選考得票数上位2作品の決選投票により決定



第7回の能代山本市町村合併協議会は8月30日、峰浜村で開催されました。36人の委員全員が出席、継続協議となっていた新市の名称について委員による単記無記名投票の結果、「白神市（しらかみし）」に決定しました。また、同じく継続協議となっていた地方税（法人市民税）については、意見が分かれ、再継続となりました。使用料・手数料等の取扱い、公共的団体等の取扱いについては、原案どおり了承されました。

また、9月10日には8回目の協議会が琴丘町で開催され、再継続となっていた地方税（法人市民税）について、採決の結果、原案どおりとすることに決定しました。

このほか、行政区、介護保険事業、消防団の取扱いについては、原案どおり了承されました。補助金・交付金等の取扱いについては、新市において検討、調整するとの事務局案に対し、合併時まで調整するとの修正案を提案した委員と原案承認の委員に分かれ、調整がつかず継続協議されることとなりました。

承認された協議案の概要は次のとおりです。

### 第7回協議会

#### 新市の名称について

「白神市（しらかみし）」

#### 使用料・手数料等の取り扱いについて

7市町村同一の使用料・手数料は現行のとおりとする。

7市町村で違いのある使用料・手数料は、住民負担の公平の観点から、原則として合併時まで統一する。

施設及び付属設備等の使用料については、施設の規模・内容等を考慮し、

現行のとおりとする。ただし、類似する施設等の使用料については、新市において統一する。

個別の使用料、手数料等は、次のとおりとする。

斎場使用料については新市住民は無料とし、新市住民意外は有料とする。

道路占用、法定外公共財産、行政財産使用料は新市において速やかに調整する。

公営住宅使用料は合併の日の属する年度は現行のとおりとする。利便性係数を定め、翌年度から新使用料を適用する。

上水道、簡易水道使用料及び加入者分担金は現行のとおりとし、新市にお

いて水道事業計画を策定、新たな料金体系を構築する。公共下水道、農業集落排水事業等及び浄化槽市町村設置整備推進事業の使用料並びに分担金は現行のとおりとし、新市において下水道事業計画を策定、新たな料金体系を構築する。



各種検（健）診料は合併の日の属する年度は現行のとおりとし、翌年度に統一する。一般廃棄物処理手数料について「指定ごみ袋で排出される家庭系及び事業系の一般廃棄物、処理施設に搬入される一般廃棄

物、及び粗大ごみ」の処理手数料は現行のとおりとし、合併後3年を目途に統一する。

### 公共的団体等の取り扱いについて

7市町村すべてに共通する団体及びいづれかに共通する団体

合併時までに統合できるよう調整に努める。合併時までに統合できなかった団体は、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。

例：観光協会、体育協会等

国、県等の指導に基づき設置された団体は、関係機関の助言指導のもと、そのあり方について協議していく。

例：保護司会、土地改良区等

7市町村独自の団体は、原則として現行のとおりとする。

例：ふるさと会、地区交通安全協会等

合併に伴い包括されることとなる団体等は、廃止

の方向で調整に努める。例：能代市山本郡公民館連合会、能代山本市町村教育委員会連合会等

## 第8回協議会

### 地方税（法人市民税）の取り扱いについて

法人市民税は均等割、法人税割どちらも制限税率とする。ただし、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行の税率を採用し、不均一課税とする。減免は、合併時までに調整する。

### 補助金・交付金等の取り扱いについて

継続協議とする。

### 行政区の取り扱いについて

行政区は、現行のとおりとし、再編の必要な地区にあつては、新市において調整する。

また、行政協力員等の制度についても行政区の取扱いと同様とする。



### 介護保険事業の取り扱いについて

第1号被保険者の保険料等は、合併の日の属する年度は現行のとおりとし、第3期介護保険事業計画の初年度となる平成18年度から統一する。

普通徴収の納期は、9期（7月から翌年3月まで毎月）とする。ただし、合併の日の属する年度は現行のとおりとし、翌年度から統一する。

介護保険低所得者利用者負担軽減対策は、合併時までに再編する。

介護保険料及び利用料の独自減免は、現在実施している市町の規定を基に合併時までに統一する。

督促手数料は、現行のとおりとする。延滞金は、合併時までに統一する。

介護認定審査会は、新市において設置する。

介護保険事業の運営等の推進機関は、合併後速やかに設置する。

介護保険事業計画は、合併の日の属する年度は現行の計画を運用し、新市において平成18年度から5年間を期間とする第3期計画を策定する。

### 消防団の取り扱いについて

消防団は、合併時に統合する。分団の組織等は、現行のとおりとし、新市において適正な組織体制について検討する

消防団員の報酬、加給・手当等は、特別職の身分の取扱いにおいて調整し、費用弁償は、合併時までに調整する。

### 新市名称「白神市」について

新市名称の「白神市」に

対し、青森県の自然保護団体などから申し入れが寄せられていることについて、

豊澤会長が委員に意見を求めました。委員からは、「正規の手続きに基づいて決定されたものであり、何が問題で申し入れしているのかを明らかにし、申し入れしてきた人それぞれに納得が得られる真摯な対応を適切

迅速に行うべきである。白神山地の保全などに取り組み決意を合併協議会として、

表明していくべきである。」との意見や「世界遺産憲章のどこの部分に外れるのか分からない。異議を述べる理念が理解できない。」などの意見がありました。具体的な対応までは協議されませんでした。

この問題については、今後の協議会で意見交換していくこととなりました。

第9回協議会は9月24日、能代市で開催されました。内容については11月号広報でお知らせします。

第10回協議会

10月8日 14時

会場 二ツ井町 「伝承ホール」

第11回協議会

10月22日 14時

会場 山本町 「ふるさと文化館」

### 合併協議会の開催日程

#### 第10回協議会

10月8日 14時

会場 二ツ井町 「伝承ホール」

#### 第11回協議会

10月22日 14時

会場 山本町 「ふるさと文化館」

## 能代山本市町村合併シンポジウム

能代山本市町村合併協議会主催の市町村合併シンポジウムが、9月18日、山本町「ふるさと文化館」で開催され、約130名が参加しました。

初めに常盤大学教授井上繁氏による基調講演が行われ、「高齢化社会が進んでいるこの地域は、逆に考えれば高齢化社会の先進地であり、地域のことは住民の手で解決していくようなまちづくりが大切。そのためには、住民と行政、企業のパートナーシップ（協働）が重要となる。」「合併は、目的ではなく手段であり、目的はない。目的に向か

って協力していく過程が大切なこと。行政区としては大きくなるので、これから大切なのは地域のコミュニケーションであり、愉快に地域づくりを進めていきましょう。」と述べられました。

基調講演の後、井上氏をコーディネーターに、7市町村から各1名、地域活動を実践している方々をパネリストとして迎え、パネルディスカッションが行われました。二ツ井町からは中嶋日吉さん（下野家後）が出席、「市町村合併と住民の参画によるまちづくり」をテーマとし、それぞれの観点（地域の情報化、地産地消、観光、グリーンツーリズム、福祉、郷土芸能の

保存・継承）から意見を交換をしました。

この中で、最近の観光は修学旅行も含め、団体型から個人やグループの小規模・体験型になっている。農家などへのホームステイを通じて地産地消を図り、農業体験、白神山地を活かした観光へ発展するのでは、との提案がされました。また、「はじめは合併に関心がなく、財政が厳しいので合併するのだから」という冷めた気持ちだった。「住民は合併の理由を、合併しなければ町の財政がもたないからという程度にしか認識していない。もっとわかりやすい説明をしてほしい。」

「住民は行政に対して受け身ではなく、もっと積極的に働きかけていくべきだと思う。」などの意見が述べられました。終わりに、「それぞれの地域のちがいを互いに理解し合うことが大切であり、その特徴を活かした地域づくりを進め、各地域の優れたところ・ものを共有できるまちにしましょう。」とまとめました。

## 合併情報は

町では協議の進行状況を広報等でお知らせしていますが、また、不明な点について、電話等でご連絡いただければお答えします。各種資料は総務課にコーナーを設けて情報提供しています。能代山本市町村合併事務局のホームページでも各種の資料をリアルタイムで掲載しておりますので、こちらでもご利用ください。

担当課	問い合わせ先
総務課	●電話番号 73-2112
	●Eメールアドレス somu@town.futatsui.akita.jp
能代山本市町村合併協議会事務局	
	●電話番号 89-1003 (代表)
	●ホームページ <a href="http://www.shirakami.or.jp/~gappei/index.htm">http://www.shirakami.or.jp/~gappei/index.htm</a>
	●Eメールアドレス gappei@shirakami.or.jp